

県内事業者の皆様への休業のお願い

令和2年4月16日から5月6日までの間、全都道府県に「緊急事態宣言」が発令され、県民の皆様には不要不急の外出の自粛を強く呼びかけているところですが、感染が急速に拡大している近隣県から、遊興・遊技施設等への人の流入の増加が懸念されます。

こうしたことから、県では、関係事業者の皆様に対し、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、下記のとおり休業を要請することとしました。

事業者の皆様にはご迷惑をおかけいたしますが、県民のいのちを守るため、新型コロナウイルスの感染拡大防止に向け、ご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

令和2年4月20日

山口県知事 村岡嗣政

記

- 1 区 域 山口県内全域
- 2 期 間 令和2年4月21日（火）から5月6日（水）まで
- 3 対 象

施設の種類	内 訳
遊 興 施 設	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、スナック、バー、個室付浴場業に係る公衆浴場、ネットカフェ、漫画喫茶、カラオケボックス、射的場、場外馬券・舟券・車券売場、ライブハウス
運 動 施 設 遊 技 施 設	体育館、水泳場、ボウリング場、スポーツクラブ マーチャン店、パチンコ店、ゲームセンター